

株式会社 テレビ松本ケーブルビジョン 【ケーブルプラス電話】 利用規約

第1条(適用)

本規約は、株式会社テレビ松本ケーブルビジョン(以下「当社」といいます)が定める当社契約約款と、「ケーブルプラス電話サービス契約約款」(以下「KDDI: ケーブルプラス電話約款」といいます)を承諾し、KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます)より当社を介してケーブルプラス電話サービス(以下「ケーブルプラス電話」といいます)の提供を受ける者との間における、設備の設置、料金の請求等について適用されます。

2. 当社及びKDDIがホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

第2条(規約の変更)

当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

2. 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第3条(契約の成立)

当社所定の工事の申込みをする者が、本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の工事の申込みをし、当社がこれを承諾したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します(以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます)。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申し込みを承諾しないことがあります。

- (1)電話接続回線を設置し、又は保守することが技術上困難なとき。
- (2)申し込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。
- (3)その他当社の業務遂行上、支障があるとき。

第4条(設備の設置)

契約者は、ケーブルプラス電話への申し込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要となる設備の設置を実施することにつき、承認したものとします。その工事および保守等は、当社指定の機器、工法などにより、すべて当社または当社の指定する業者が行うものとします。尚、終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

2. 施設の設置、保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとし、この場合において、地主、家主その他利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
3. 契約者は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
4. 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。
5. 契約者は当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線索その他の導体を接続しないこととします。

第5条(KDDI提供サービスに係る債権の譲渡等)

契約者は、KDDI: ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDIの定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求すること、を承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及びKDDIが契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第6条(料金)

適用条件(料金額)

第4条1項に定める設備の設置に伴う料金(以下「設置料金」といいます)は契約者負担とし、その額は別表に定めるとおりです。また、KDDIが提供するケーブルプラス電話に係る料金はKDDI: ケーブルプラス電話約款に定めるところによります。

2. 決済条件

設置料金および前条に基づきKDDIが当社に債権譲渡した料金(以下両者を併せて「本利用料金」といいます)の支払い方法は、当社の指定する期日までに当社の指定する方法により、支払うものとします。

3. 割増金

契約者が、本利用料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社から別に定める方法によりお支払いいただけます。

4. 延滞利息

契約者が、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社に対して、当社が別に定める方法によりお支払いいただけます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

5. 第三者委託

当社は料金、割増金、延滞利息金、その他規約に基づき当社が契約者に対して有する本利用料金債権の受領行為を第三者に委託できるものとします。

第7条(サポート)

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただけます。

2. 前項の申告に基づき、当社は当社及びKDDIの設備の修理または対応(以下「サポート」といいます)のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。
3. 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社またはKDDIの責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

第8条(契約の解除)

当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。

- (1)工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
- (2)契約の申込みに当たって、事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- (3)当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動、取り外し、変更、分解、若しくは損壊し、又は

その設備に線索その他の導体を連絡したとき。

- (4)電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
 - (5)工事契約または契約者と当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
 - (6)その他当社の業務遂行上、支障があるとき。
- 尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。
2. 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。
 3. 契約解除の場合、すみやかに終端装置を当社に返還するものとします。なお、撤去費用は別表に定めるとおりです。
 4. 当社は当社の施設を撤去しますが、撤去に伴い契約者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合は、契約者においてその復旧費用を負担するものとします。
 5. 契約者による契約解除の場合、あらかじめ当社に書面により通知をしていただきます。

第9条(承諾の限界)

当社は契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難であるとき、若しくは保守することが著しく困難であるとき、契約者が本利用料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その請求をした者に通知します。ただし、この契約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第10条(個人情報の取扱い)

当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という)に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める「個人情報保護方針」及び「個人情報のお取扱いについて」に基づいて適正に取扱います。

2. 当社の「個人情報保護方針」には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人(以下「本人」という)が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続きその他取扱いに関し必要な事項を定め、当社のホームページ上において公表します。
3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第11条(定めなき事項)

この規約に定めてない事項また、あるいは疑義が生じた場合は、当社及び契約者はお互いに信義誠実の原則にたつて円満に解決にあたるものとします。

附則

1. 本規約は平成25年10月2日から施行します。
2. 当社は特に必要がある場合は、本契約に特約を付すことができるものとします。

別表		
第6条第1項に定める料金額(税抜) (設置料金)		
	料 金	備 考
テレビ松本新規加入者	44,000円	
テレビ松本加入者 (テレビ松本一括加入 集合住宅入居者含む)	10,000円	料金は標準工事の場合。 工事方法により、別途料金がかかる場合があります。

第8条第3項に定める料金額(税抜) (撤去費用)		
	料 金	備 考
解約時撤去費用	3,000円	撤去状況により、別途料金がかかる場合があります。